

住宅耐震改修に伴う減税制度（固定資産税・所得税）

市が実施する耐震補強工事を実施した方は、所定の手続きを行うことで、**固定資産税及び所得税の減税（特別控除）制度**を受けることが可能となる『**住宅耐震改修証明書**』の交付を受けられます。

また、住宅耐震改修証明書を利用することで、地震保険期間の開始日が平成19年10月1日以降の地震保険については、耐震診断割引（10%割引）の適用も受けることができます。

住宅耐震改修証明書の申請

お問合せ先：防災危機管理課 TEL：382-9968

【対象】

市が実施する「鈴鹿市木造住宅耐震補強工事等事業」の補助金の交付を受けられた方

※ 除却工事は対象外です。

※ 補助を受けていない場合などにおいて、その他団体等（建築士等）により住宅耐震改修証明書を受けたい方は、以下のインターネットサイトを参考に、関係機関等へ申請（鈴鹿市では証明書を発行できません）してください。

[クリック→国土交通省公式サイト:住宅改修に関する特例措置](#)

【申請・発行の流れ】

- 1 鈴鹿市木造住宅耐震補強工事等事業補助金（補強工事）の補助金交付決定時に申請書類（住宅耐震改修証明書※）を2部お渡しします。
※ 申請書と住宅耐震改修証明書は兼用（同一書類）となっています。
- 2 名前・住所等の必要事項を記入及び押印（2部とも）のうえ、返送用封筒（切手不要）にて防災危機管理課へ提出してください。
- 3 市長印を押印した住宅耐震改修証明書（2部）を返送します。
- 4 各申請先（資産税課・税務署）へ減税に関する申請してください（裏面参照）。

【減税に関する申請先】

・裏面を参照し、各機関（資産税課・税務署）へ申請してください。

所得税
最大25万円減税

固定資産税
1年間：1/2

問合せ先（控除の申請に関するお問合せは各提出先にお問い合わせください）

鈴鹿市 危機管理部 防災危機管理課 防災グループ

TEL: 382-9968 Fax: 382-7603 メール: bosaikikikanri@city.suzuka.lg.jp

〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号

固定資産税の減額

お問合せ・提出先：資産税課 TEL：382-9007

【対象】減額を受けるためには、下記のすべてに該当することが必要です。

- ・ 昭和57年1月1日以前から存在する住宅の耐震補強工事
※平成32年3月31日までに補強工事を実施したものが対象です
- ・ 1戸当たりの耐震補強工事費が50万円以上のもの
- ・ 総合評点1.0以上に耐震性を向上させた耐震補強工事

【減額率】

上記の耐震補強工事を行なった住宅の固定資産税額の1/2を減額（都市計画税は減額されません）。

※ただし、120㎡を超える住宅は、120㎡分の固定資産税までが1/2となります。

【減額期間】

- ・ 1年間
- ※減額の適用は、工事完了の年の翌年度からになります。

【提出書類】下記書類等を持参の上、市役所2階23窓口 資産税課へ申請してください。

- ・ 住宅耐震改修証明書
- ・ 耐震改修の支払い額を証明する書類（請求書等の写し可）
- ・ 印鑑

所得税の特別控除

お問合せ・提出先：鈴鹿税務署 TEL：382-0353

【対象】控除を受けるためには、下記のすべてに該当することが必要です。

- ・ 昭和56年5月31日以前に工事着工され、控除を受けようとする方が自ら居住する個人の木造住宅の耐震補強工事
- ・ 平成26年4月1日から平成33年12月31日までの間に行なった耐震補強工事
- ・ 総合評点1.0以上に耐震性を向上させた耐震補強工事

【控除額】

耐震補強工事（耐震補強工事に関する補助金額を控除した額）に要する費用（上限あり）の10%で上限25万円を、工事が完了した年のその年分の所得税額から控除※されます。

※控除を受けるためには、確定申告が必要です。

【提出書類及び手続き】

- ・ 提出に必要な書類や手続きについては、鈴鹿税務署までお問い合わせください。

問合せ先(控除の申請に関するお問合せは各提出先にお問い合わせください)

鈴鹿市 危機管理部 防災危機管理課 防災グループ

TEL:382-9968 Fax:382-7603 メール:bosaikikikanri@city.suzuka.lg.jp

〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号